

話し合いに応じる保護者には、個別面接から始めるべきである。この場合の面接者は心理判定員だけでなく、児童福祉司や保健師、福祉事務所の家庭児童相談員なども可能であるが、元々人付き合いが下手で、感情的な反応が出やすい保護者が多く、さらに来所への意欲も乏しい場合もあり、面接者にはある程度の力量が必要である。

ここでの話し合いは保護者自身の振り返りや夫婦関係が話題になることが多いが、

- (1) 個別の受容的場面で安定した関係ができること
- (2) 少しのストレス場面でも、援助者がいれば、ある程度冷静に対応ができること

の二つができれば、次の段階に進むことが可能と思われる。

次の段階である狭義のペアレンティングプログラムは、大きく分けて二つに分けられる。

一つは、MCGなどグループカウンセリングのような、自分の過去と現在を振り返り、自分自身を受け入れていく内省・成長プログラムである。

二つ目は、子どもの心身の発達の知識や、子どもとの遊び方、子どもへの叱り方など、養育技術の取得向上のプログラムである。

これらについては、この報告書の別項に詳しく報告されているので、省略する。

なおこの間、同時並行で子どもへの治療が行われることは当然である。

6 再統合プログラム

狭義のペアレンティングプログラムを終了し、つまり保護者自身が自らを振り返り、養育技術が向上したとしても、実際の子ど

もとの関係が良好になるためには、両者の関係調整は必要である。

特に、子どもが施設入所するなど長期の分離があった事例については、機械を分解修理したのと同じであるから、一つひとつの部品が改善しても、組み立てて安定した動きをするためには、何度かのテストと調整を行って、歯車の噛みあわせを整える作業が必要である。

そのため、この段階は個別に行う必要がある。また子どもの様子をよく知っている入所施設の職員が行うのが良いと思われる。この詳細も、神戸のボーイズタウンの報告を参照にされたい。

そして最後に、児童相談所の児童福祉司、施設職員と、同居している家族全員、子ども自身が面接を行い、家族関係の改善を確認したうえで措置解除を行なうことが必要である。そうすることが、その後の継続的な援助につながりやすい。

7 終わりに

ペアレンティングという言葉が児童虐待の分野で大きなテーマとなって日が浅い。そのため、言葉の定義や各種技法の位置づけが混乱していたと思われる。

特に、攻撃的な保護者に適応するペアレンティングプログラムが求められているが、ケースワーク的な対応を適切に行えば、特別な内容は必要ない。現行法や改正児童福祉法を十分に活用することが必要である。

安全な養育に向けて家族と作るペアレンティング・プログラム

井上直美（日本福祉大学心理臨床研究センター） 井上薫（同朋大学社会福祉学部）

1. はじめに

子ども虐待における家族支援には、不必要な負担を家族にかけないように配慮しながら、家族のニーズに適合したサポートを効率よく効果的に提供していくことが求められる。そのためには、家族のニーズに合うサポートを見つけ出し、計画し、実行し、振り返るという一連の過程を家族と協働して進めていく、いわばオーダーメイドによるペアレンティング・プログラムを開発することが必要である。

平成15年度は、オーストラリアなどでプリーフセラピーから発展したアプローチを参考に、わが国の状況にあうプログラム作りを試案として報告する。

2. 安全な養育を家族とつくる—サインズ・オブ・セーフティ・アプローチとは—

子どもと家族のニーズに適合したサポートを効率よく効果的に提供するためには、子ども虐待という行為を容認することなく、家族と協力することが必要である。つまり「子どもが安全に育つことが何よりも重要なので、安全対策を立てるためにAちゃんを児童相談所で預かっています。Aちゃんが家庭で安全に育つためにはどんなことが必要か一緒に考えましょう」「子どもが保護されると自分たちで育てるのを投げ出す親もいるのに、あなたたちがAちゃんを返せと頑張る力はどこから湧いてくるのですか」

などと、家族と積極的に話し合っていかなければならない。

このように、法を背景にした強制的な枠組みの中で家族との協力を努め、安全な養育を家族と作ることをめざすのが、ターネルとエドワーズのサインズ・オブ・セーフティ・アプローチ（Signs of Safety Approach、以下「SoSA」と略す；Turnell & Edwards, 1999）である。われわれは、SoSAを用いて、子どもの一時保護から家族再統合への継続的ケースワークの中にしっかり位置づけたペアレンティング・プログラムを行う予定である。家族が家族再統合までの過程を理解したうえで、家族と児童相談所（施設）関係者とプログラム提供者とが一緒に計画を立てプログラムを作り、評価をしていくことが重要だと考える。

1) 家族とのパートナーシップ

ターネルらによれば、これまでの欧米で児童保護手続きを受けた家族は次のようなことを望んでいる（表1）。SoSAは、援助専門職がこのような家族の声に耳を傾け、家族とともに合意のゴールに向けて努力するパートナーシップを志向する。つまり、強制的な枠組みとして援助機関の立場の説明、ボトムラインの提示などを行う一方で、家族の望み、強さ、資源、意欲を認め、家族と専門職と一緒にゴールに取り組むことを基本とする。

表1 児童保護手続きを受けた家族の要望（Turnell & Edwards, 1999）

1.	ケースの一つとしてではなく、ひとりの人間として接してほしい
2.	私たちの困難や弱さだけでなく、力や強さも認めてほしい
3.	通告された出来事について、私たちの説明をちゃんと聞いてほしい
4.	調査や子どもの保護が家族にもたらす混乱やストレスに、心を配ってほしい
5.	援助専門職はどのような立場で、なぜ来たのか、どう通告されたのか、どういう手続きになるのか、率直に話してほしい
6.	家族のどんなことが悪かったのかだけでなく、家族にどんなことが期待されているのかもはっきり伝えてほしい
7.	家族の望みや状況の改善について家族の考えをよく聞いて、援助方針に家族の意見を取り入れてほしい

表2 パートナーシップを樹立するための実践原理 (Turnell & Edwards, 1999 を簡略化)

1. 一緒に取り組むのに値するパートナーとして利用者を尊重すること
2. 虐待に協力するのではなく、人と協力すること
3. 強制が必要な場合であっても、協力は可能であると認識すること
4. 全ての家族が安全のサインをもっていると認識すること
5. 安全に焦点を合わせ続けること
6. 利用者が望んでいることを教えてもらうこと
7. 常に細部まで調査すること
8. 小さな変化を生み出すことに焦点を当てること
9. ケースの詳細と判断とを混同しないこと
10. 選択肢を提供すること
11. 面接を変化に向けた対話の場として扱うこと
12. 実践原理を前提としてではなく、望ましい姿として扱うこと

表3 実践の6つの技法 (Turnell & Edwards, 1999)

1. 家族一人ひとりのポジションを理解すること 家族のストーリーの中にある一人ひとりの価値観、信念、意図を明確にして理解すること。そうすることで、ワーカーは、ケースそれぞれの独自性に対応し、家族が実行できるプラン作りに向かうことができる。
2. マルトリートメントに対する例外を見つけること 問題に対する例外を探すこと。問題が常に存在しているわけではないことが明らかになると、ワーカーと家族は希望を抱くようになる。例外はまた過去に効果があった解決を明らかにするかもしれない。例外が存在しなければ、ワーカーはより深刻な問題を警戒するであろう。
3. 家族の強さと資源を発見すること 家族の肯定的な面を明らかにし、目立たせること。そうすることが、関わる誰もが問題に圧倒され落胆することを防ぐ。
4. ゴールに焦点を当てること 子どもの安全と家族の生活全般を改善するための、家族のゴールを引き出すこと。家族のゴールと児童保護機関自体のゴールを比較すること。できる限り家族のアイデアを使うこと。家族がどんな建設的なゴールも提案できない場合には、子どもへの危険性は大きいだろう。
5. 安全や改善を尺度で評価すること 家族の安全の感覚と改善の感覚を尺度を用いて明らかにすること。そうすることで、ワーカーの判断と明確に比較できる。
6. 家族の意欲、自信(confidence)、力量(capacity)を評価すること プランを実行しようとする前に、家族の意欲とプランを実行する能力を明確にすること。

2) SoSAの実践原理と実践技法

パートナーシップ樹立のための12の実践原理と、それらを実行する上で有用な6の実践技法を示す(表2、表3)。

3) 面接のポイント

- ① 初めて家族と会うとき、ゆっくりと始める。
家族は、感情的混乱やそのほかの理由から、説明されていることをよく理解できないかもしれない。家族の理解を確かめながら進める。
- ② 注意深く自分の立場を説明する。「児童相談所の〇〇です。児童相談所ってどうい

ところか、ご存知ですか?」「臨床心理士の〇〇です。臨床心理士って何をする人か、ご存知ですか?」「〇〇児童福祉司さんに来るように言われたのですが、それはどうしてかご存知ですか?」など、自分で勝手に判断する前に質問して、家族がすでに理解していることを活用する。

- ③ 面接者が長く話し続けず、20~30秒話して質問をする。「どのようなけがだったか聞いていいですか?」「Aちゃんに起きたことが二度と起きないように一緒に考えたいのですが、いいですか?」「お母さんは、どうやってこれからAちゃんの安全を

守られますか？」「Aちゃんを静かにさせたいとき、どうされますか？」など、家族に話してもらおう。

- ④ 難しいことを話し合うときは、他の人の意見を活用する。「今の時代はAちゃんの安全が第一優先です。これからどんなふうになればいいと児童相談所は考えていると思われませんか？」「児童相談所にAちゃんが家に帰って大丈夫と納得してもらうためには、どんなことが確認できたらいいでしょうか？」
- ⑤ ある質問に家族が黙って考えたら、それはいい質問だったといえる。例外や肯定的側面を聞いて答えが返ってこなかったり別の話になっても、根気よく質問し続けること。

3. 家族と行うアセスメントとプランニング

アセスメント、プランニングというと、従来は専門的判断の上に行われるものであった。しかし、実際に子どもを育てる家族にその気になって取り組んでもらわなければ、先には進まない。人は外から押し付けられたことではなく、自分で考えて決めたことを実行する。援助が効果を持つためには、援助専門職側でアセスメントとプランニングを行うだけでなく、援助専門職が家族と一緒にアセスメントとプランニングを行うことが望ましい。

1) SoSAによるアセスメントとプランニング

SoSAは、家族が持つ知識と援助専門職が持つ知識に基づいて、危険と安全の両面から、バランスの取れた包括的なリスクアセスメントとプランニングをめざす(図1)。

具体的には、図2のような様式で援助専門職間でアセスメント&プランニングを行う。これは、1999年版のアセスメント&プランニング様式がスウェーデンでさらに発展したものである。〈I. 関与の必要性〉で、虐待の事実や虐待が疑われる事実を押えておく。〈II. 要因の整理〉では、危険を示す要因として〈虐待が起こり得るリスク〉を挙げ、安全を示す要因として〈例

外的にうまくやれているところ、解決に役立つこと、望み・動機づけ、能力・長所、評価

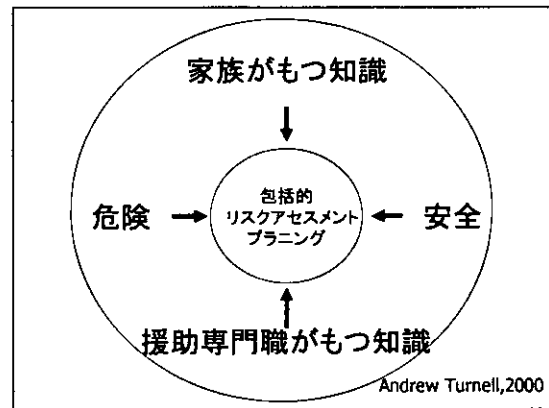


図1 SoSAによるアセスメント&プランニングの基本姿勢

できるところ、プラス面)を挙げる。そして、〈III. セーフティ・スケール〉で評定値をもとに援助専門職の立場や役割の違いについても話し合い、〈IV. これからの安全〉で評定値が1上がるくらいの短期計画と10に向けての長期計画を立てる。

家族面接で家族とアセスメント&プランニングを行うときは、「状況の評価をして、会議に出さなければなりません。児童相談所が知っていることとご家族が知っていることを合わせて、一緒にやりましょう。こっちはよいことをお聞きすることになります。問題や心配なところも見ていくことになると思います。始めてもいいですか？」などと言って、白紙に〈心配〉と〈安全〉の2つの見出しを横に並べて書き、家族が安全だとみなしていることと、心配していることを挙げてもらう。一方で、「児童相談所では～を心配しています。でも、すでにご家族はAちゃんの安全に向けて～をやっておられますね。」などと援助専門職の見方も示す。その上で、「Aちゃんが家に帰って安全ということがわかるために、これからどんなことが出てきたらいいと思われませんか。児童相談所ではどんなことが必要と言われていると思われませんか。」などと〈これからの安全〉について話し合う。家族の考えを十分聞いた後、ペアレンティング・プログラムをはじめとする援助プランを提案する。

2) 5 スペース法によるアセスメント&プランニング

われわれは、家族と行うアセスメント&プランニングとして、SoSA を応用して図3に示す技法を考案した。大まかな手順を示す。家族面接で用いることもできるし、異なる立場の複数の援助専門職と家族との合同面接で用いることもできる。進行は、心理職や保健職など援助的な役割をとる者の方がやりやすい。また、事前に援助専門職間でアセスメント&プランニングを行って、安全のためのボトムラインやゴールに合意しておくことが重要である。

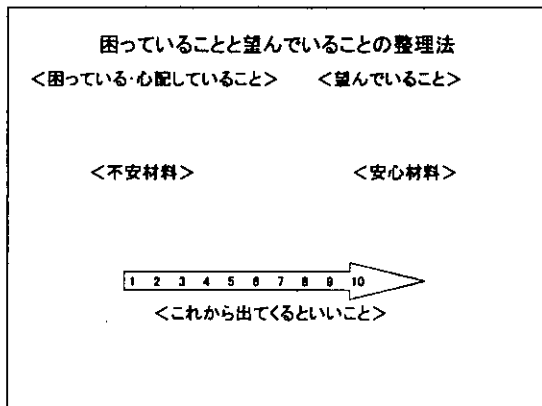


図3 5スペース法によるアセスメント&プランニング

- ① 「Aちゃんが家に帰って安全に育つ準備のひとつとして、育児やしつけ方の勉強をしてはどうかという話が出ているそうですね。ご苦労様です。まずは一緒に、Aちゃんのことやしつけのことで困っていることと望んでいることを整理してみませんか。こんな整理法があるのですが…」などと言いながら、白紙に図3にあるタイトル、5スペース、数字入り矢印（1と10だけでもいい）を描き、話し合い方に関する同意をもらう。
- ② 「どんな親でも子育ては本当に大変です。Aちゃんのような元気な子どもには誰でもいらいらさせられるでしょう。お母さんが困るのはどんなことですか？」「他には？」「本当に大変ですね。では、どんなふうになることを望んでおられますか？」「そうなったときは、何が違って、どんな

ことが起こっているのでしょうか？」などと、<困っている・心配していること>と<望んでいること>を聞く。

「児童相談所が心配していることはどんなことですか？どんなふうになったらAちゃんをご家族に任せて安心ということになりますか？」と、安全のボトムラインも明らかにしておく。具体的・行動的なイメージまで描く。

- ③ 「たまたまうまくいったときはいつですか？」「これまで少しでも良かったことは、どんなことですか？」「暴力にならずにやれたときはいつでしたか？」などと、例外（やれていること、得意なこと、助けになっていること）を聞く。安心材料が出てきたら、「それはいいですね。どうやったのですか？」とほめる。児童相談所からも「～ことは、お母さんよくやっておられます」「Aちゃんはこんなふうになりましたよ」などと話してもらい、どんなに小さなことでも<安心材料>に挙げるようにする。

「Aちゃんの安全が第一なので、不安な面も押えておきましょう。～ことは自信がない、～ときは要注意というときはどんなときですか？」などと、<不安材料>も聞いておく。不安材料が出てきたら、「それは心配ですね。みんなと一緒に考えていきましょう」と改善に向けて協力することを提案する。児童相談所から、「～ときは心配」と付け足してもよい。

- ④ 「すごいですね。安心な面、不安な面いろいろ出てきました。では、Aちゃんは安全だとお母さんが自信を持てるときを10とすると、今はどこら辺だと思われますか？」と評定を求める。それぞれの立場で数字が違ったり同じになったりするの当たり前だとした上で、児童相談所側の評定も聞いておく。
- ⑤ 「さてこれからのことですが、とりあえずどんなことが出てきたらいいと思われますか？この数字が1上がるために考えたりやれそうなことは、どんなことですか？」な

どと、家族からプランを出してもらおう。「ご家族やAちゃんへのお手伝いとして、児童相談所でもできそうなことありますか?」と、児童相談所のプランも出してもらおう。

そして、「お母さんがここまで整理されてきたことからいくと、～の勉強や～の練習が役に立つかもしれないと思いました。よかったら休憩の後、どんな勉強や練習が役に立ちそうか話し合いませんか」とペアレンティング・プログラム作りを提案する。

3) 家族参加型カンファレンス

プランニングを丁寧に行うときや、家族や親族を含めた多数による話し合いには、次の解決志向・コラボレーション志向の家族参加型カンファレンスが適している(井上直美、2003)。

- ① 表4のようなレジユメを用意する。可能ならば、事前に参加者にレジユメを示し、進め方の希望などを聞く。従来の「〇〇事例検討会」ではなく、「Aちゃんが安全で健康に育つための応援ミーティング」など、タイトルから子どもの望ましい育ちに焦点を当てる。席はできる範囲で丸く囲み、対立的になりやすい立場の参加者の間に進行係が入る。また家族に対して親和的な立場の参加者に、家族のそばに座ってもらう。
- ② はじめに自己紹介や挨拶を兼ねて、今日の話し合いへの期待を参加者全員に話してもらおう。家族を尊重する姿勢を明確に示すために、できれば家族に最初に話してもらい、「皆さんにわかってもらいたいことや応援してもらいたいことはどんなことですか」などと聞いてもいい。
- ③ これまでの経過を「知っておいてもらいたいことやこれまでにやれたこと、他の人に教えてもらいたいことは、どんなことですか」などと聞く。
- ④ 安心材料と心配材料を「Aちゃんが安全で健康に育つための、安心材料はどんなことがありますか。心配材料も押さえておきましょう」などと聞く。安心材料が出てきたら、「それはいいですね。どうやったんで

すか?」とほめる。心配材料には、「それは心配ですね。みんなと一緒に考えていきましょう」と改善に向けて協力することを提案する。関係者も評価できるところを多く話し、心配材料を付け足してもいい。

- ⑤ これからの望みを「Aちゃんが安全で健康に育つために、どんなことが出てくるといいと思われますか」「家族のことで、望まれることがあったら教えて下さい」などと聞く。複数の家族が参加する場合は、必ず個別に聞く。ここで、「育児やしつけ方で知らないことを勉強しながら、Aちゃんを育ててほしい」などと、援助者側から援助プランを提案する。
- ⑥ スモール・ステップの目標とそこに至るプロセスを、「とりあえずどんなことが出てきたら、少しでもいいと思われますか」「少しでも自分にできそうなことはどんなことですか」などと聞く。「他の人に協力してほしいことがあったら、言ってください」と聞くのも良く、できるだけ具体的なことを引き出す。ここで、「育児やしつけ方の勉強の担当者と一度会って、話だけでも聞いてみませんか」などとペアレンティング・プログラムに関する話し合いを提案してもいい。
- ⑦ 連絡体制と次回の予定を確認する。方向性を共有することができるので、話し合いの記録を参加者全員に送るとよい。
- ⑧ 進行役は大枠のイニシアティブを取るが、自由に発言できる雰囲気や柔軟な進行を心がける。どのステップでも、無理のない範囲ではじめに家族に話してもらおう。穏やかな表情やていねいなあいづち、家族の発言への承認や賞賛に努める。複数の家族や、同じ機関からの複数の参加者に対しても、できれば個別に聞く。

4. 家族と作るペアレンティング・プログラム

家族と援助専門職は、虐待防止に向けて多くの仕事をしていく。たとえば、生活の安定化、子どもの回復、安全な養育スキルの獲得、親子

関係の修復など。これらの優先順位は家族によって異なるが、全体的な改善が重要であり、
表4 家族参加型カンファレンスのレジュメ例（井上直美、2003を改訂）

Aちゃんが安全で健康に育つための応援ミーティング第 回		日時・場所
出席：		
欠席：		
1. 自己紹介・今日の話し合いへの期待：	今日話し合えるといいと思われることはどんなことですか。	
2. これまでの経過：	知っておいてもらいたいことやこれまでにやれたことは、どんなことですか。他の人から教えてもらいたいことはどんなことですか。	
3. 安心なことと心配なこと：	Aちゃんが安全で健康に育つための、安心材料（うまくいっていること、改善に役立ちそうなこと、周りからの手助け）はどんなことがありますか。心配材料（心配なこと、気がかりなこと）も押さえておきましょう。	
	＜心配＞	＜安心＞
4. これからの望み：	Aちゃんがこれからも安全で健康に育つために、どんなことがあるといいと思われませんか。どんなことを望まれますか。	
5. とりあえずの方向と役割分担：	とりあえずよさそうな方向に向けて、少しでも自分にできそうなことはどんなことですか。	
6. 連絡体制と次回の予定		

アレンティング・プログラムだけが進めばいいわけではない。それゆえ、家族とさまざまな援助専門職との関係が発展するよう、プログラム担当者と児童相談所や施設の職員がチームを組んで行うことが望ましい。

また、実際に効果をもたらすのはプログラムではなく、プログラムをやることで効果を得ようとする親の取り組みである。家族の動機づけが十分高まるように丁寧に話し合っ、家族にメニューを選んでもらってオーダーメイドのプログラムを作るようにする。

1) 引き取りに向けてのスケジュール作り

子どもの保護から家庭引き取りに向かう過程でペアレンティング・プログラムを用いる場合は、前もって表5のような引き取りに向けてのスケジュールを家族とともに立てる。スケジュール表は、インフォームド・コンセントを得る役割も果たしており、家族と援助専門職が共有する。振り返りの機会を設定しておくことで、ス

ケジュールを柔軟に変更していくことを明確にしておく。

2) ペアレンティング・プログラム作り

1990年代半ばに米ミシガン州で児童保護の援助方法を改革したインスー・キム・バーグとスーザン・ケリー（Berg & Kelly, 2000）は、養育や子どもの発達に関する情報は、親が実際に使えるようなやり方で提供しなければ役に立たないことを強調する。彼らの方法は、プログラムを提供する話し合いに応用できる（表6）。このような対話で家族の動機づけを確認しながら、表7のメニューの中から興味がある、あるいは必要であると思うものを家族に選んでもらい、適切なセッション数からなるプログラムを作る。最終回は、終了証書を渡して終了を祝い、プログラムへの評価をしてもらう。

5. ペアレンティング・プログラムの効果評価を取り入れた家族再統合過程

以下の三種類のプログラムの効果評価を適宜 行いながら、「引き取りに向けてのスケジュール
表 6 養育や子どもの発達に関する情報を提供する対話 (Berg & Kelly, 2000 を参考に作成)

1.	家族を見下さずに、家族の良い意図を尊重し、家族がうまくやってきたほかの事柄を取り上げる。例：こんなに元気のいい子にどうやって育ててきたのですか？ ～というやり方を、今の状況に合わせてどんなふうに使えますか？
2.	これまでやってきたことは効果がありましたか？ あなたがこうなっほしいと思われるような結果になってきましたか？（その答えが「なっていない」「ほんの一時だけ」ならば）Aちゃんのような子たちに少しは効果があるかもしれないほかの方法を勉強することに、興味がありますか？（こう聞くことで、親が無知なのではなく、子どもたちに少し違うアプローチが必要なだけのだと伝えることになる）
3.	友達や近所の人、家族、親戚からどんなアドバイスももらいましたか？
4.	～というアドバイスは取り入れられなかったんですね。その代わりに、どんなことなら効果があるように思えますか？
5.	Aちゃんのような子たちへの接し方について、何か聞いたり読んだりテレビで見たりしましたか？
6.	あなたが子どもの頃、あなたのお母さんがされたことで、親にも子にも良かったことはどんなことですか？ どうしたらそれをAちゃんに合うように使えますか？
7.	Aちゃんのような子達にうまくいくらしい最近出てきたやり方に、興味もたれますか？
8.	うまくいくかもしれないやり方があるんですが…。よそのお母さんにうまくいくわよと聞いたやり方があるんですけど…。（援助者のアイデアを万能薬として紹介しない）

ル」を調整し、引取り後のフォローを継続する。

1) SoSA や5スペース法によるアセスメント&プランニングの継続的活用

「引き取りに向けてのスケジュール」で設定しておいた振り返りの時期などに、家族とアセスメント&プランニングの改訂を行なう。そこでプランニングの進捗状況を確認し、一貫したケースマネジメントを行なう。

2) 目標への到達度 (家族機能の改善の程度)

目標は、子どもが十分安全に育つことを可能にする家族機能の状態であり、分離保護の場合では「子どもと家族のことについて話し合い可能」、「面会可能」、「家族と外出可能」、「帰省可能」、「家庭引き取り可能」、「在宅支援終結可能」などに区分できる。家族は生活をどう変化させ、認知・行動をどう変化させたか、子ども自身は安全に暮らせるようどんな取り組みを行ったか、子どもは安全になったと感じているか、援助関係者の評価を突き合わせて判断する。

3) ペアレンティング・プログラムとそのすすめ方についての家族側の評価

「尊重された」「望むようにされた、話したいことが話せた」「役に立った」「約束の日時や、面接時間、場所は適切であった」など、セッション終了後にアンケートをとり、援助者が家族の要望を的確に把握し、対応を修正していく (Berg & Kelly, 2000)。プログラム終了時には、利用者に対してプログラム全体の評価を尺度評定や自由記述により調査し、効果評価を行う。先行研究に示されている評価項目に加え、「家族参加」や「家族の肯定的側面への気づき」など SoSA の強調点に関し有効に働いているかどうかを検証する。

6 今後の課題

今回の報告では、家族と協働してペアレンティング・プログラム作りを進めるための原理や技法などについて整理し、アセスメントとプランニングのための様式の開発および対話の進め

方、家庭引き取りに向けてのスケジュール作成、プログラム作成、効果評価の方法について検討

表7 ペアレンティング・プログラムのメニュー一覧

テーマ	内容
子育てって本当にやっかい	① 子育てで腹が立つことやうまくいかないことを吐き出してみよう。 ② ビデオ学習：よその子どももやっぱりやっかいなのね。子どもって、そういうものなのかなあ。
しつけと子どもの発達段階	① 自分の子どもに教えたいこと、しつけたいこと ② 紙芝居学習：子どもの年齢で、発達のステップが違うらしい。 ③ うちの子のくせや特徴
自分の強みと弱み	① 完璧な人はいない。いろいろあったけど、ここまで生きてきた自分の強みと弱みをさがそう。 ② 自分をほめる練習とほめられる練習
効果的な叱り方	① 叱ることと怒ることの違い ② 叱り方いろいろ：一度にひとつ・タイムアウト・私メッセージ ③ 叱る練習と叱られる練習
効果的なほめ方	① 子どもはおだてに弱い。どういうときにほめるのがいいの。 ② ほめ方いろいろ：ありがとう作戦・私メッセージ ③ ほめる練習とほめられる練習
わかっているけど、怒っちゃう 怒りのコントロール	① 人それぞれの怒り方。怒りのいいところと悪いところ ② 怒りのコントロールの仕方 ③ 怒る練習と怒られる練習
自分の感情やストレスとの 付き合い方	① 感情はいいものでも悪いものでもなく、当たり前のこと。感情はいろいろあるのよ。 ② ストレスへらし ③ 落ち着く練習 ④ 子どももストレスあるのかな
問題の解決に役立つ方法	① 解決への5ステップ(落ち着く→問題や望みをはっきりさせる→アイデアを集める→いい結果と悪い結果を考えて、アイデアを選ぶ→実行して見直す) ② 子どもが解決するのを手伝おう
体罰について	① 体罰のいいところと悪いところ ② 体罰の代わりになる方法
再婚家族の子育て	① 再婚家族についてのまちがった神話 ② うちの家族関係(家系図と家族関係図) ③ 夫婦の絆と子どもの気持ち
ひとり親家族の子育て	① 援助してもらおうことで自分を助けよう ② 子どもも助けを求めている？ ③ 新しい恋人との関係
手抜き育児のコツ	① ほこりじゃ死なないよね ② 1対1より、いろいろ利用しよう
子どもとどう遊んだらいいの	① 絵本や物を使おう ② 簡単な手遊び
SOSを出して手伝ってもらおう	① 手伝ってもらえそうなところ ② 上手な頼み方

した。今後の課題は、児童虐待を扱う機関と協力して試行的に実践し(他の援助専門職に利用してもら場合もありうる)、利用者や現場の実践家の評価や効果検討に基づき、モデル各部の改訂作業を進めるとともに、モデルの有効性や実施上の留意点を明らかにすることである。

引用文献

・井上直美, 家族とともに安全な養育を造るアプローチ

—解決志向で進める告知と家族参加型カンファレンス—
一、宮田敬一(編)『児童虐待へのブリーフセラピー』pp155-174,金剛出版,2003。
・Turnell, T. & Edwards, S., "Signs of Safety. A solution and safety oriented approach to Child Protection", 1999. Norton: New York(白木孝二・井上薫・井上直美監訳『安全のサインを求めて』金剛出版,2004)
・Berg, I.K.& Kelly, S., "Building Solutions in Child Protective Services", 2000.Norton: New York(桐田弘玉真慎子・住谷祐子ら訳『子ども虐待の解決』金剛出版,2004)

事例： 作成時期：

サインズ・オブ・セイフティ：アセスメントとプランニング

ジェノグラム

1. 関与の必要性：なぜわれわれがこの事例に関わらなければならないか？ 虐待の事実や虐待が疑われる事実を簡潔に示すこと。

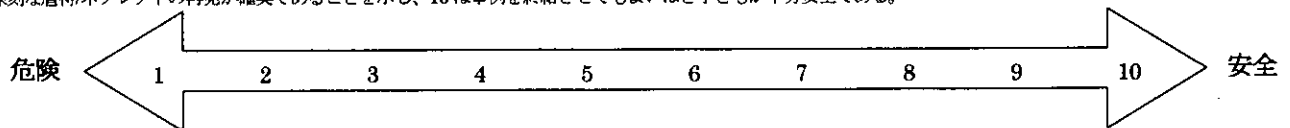
II. 要因の整理

危険（虐待が起こり得るリスク）を示す要因を、過去・現在・未来にわたって全て挙げる

安全（例外的にうまくやれているところ、解決に役立つこと、望み・動機づけ、能力・長所、評価できること、プラス面）を示す要因を全て挙げる

保留：今の段階では、危険、安全のどちらにも分類できないが、重要な情報を挙げる

III. セーフティ・スケール：参加者による評定の違いを利用して、事例を多面的に理解し、われわれの立場や役割の違いについて話し合う。0は同様な、またはより深刻な虐待/ネグレクトの再発が確実であることを示し、10は事例を終結させてもよいほど子どもが十分安全である。



IV. これからの安全：Aが安全に育つために、またスケールが1あがるためにどんなことが出てくる必要があるか？ 確認できるように具体的に示すこと。

家族の意見

Copyright (c) 井上薫・井上直美 2004; Steve Edwards and Andrew Turnell 1997 の一部改変 20040215

図2 サインズ・オブ・セイフティ：アセスメントとプランニング様式

表5 Aちゃんの引き取りに向けてのスケジュール(例)

目標	年 月		年 月		年 月		年 月		年 月		年 月		年 月		年 月		年 月		
	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	
家の生活の安定や面会・外出・帰省の準備方についてB児童福祉司さんと相談していきます。	○		○		○		○		○		○		○		○		○		○
子どもたちの発達や育児について、C保健師さんに家庭訪問してもらって相談していきます。																			
園のD先生の付き添いやアドバイスのもとに、Aの面会・外出・帰省を進めていきます。	面会		面会		面会		面会		面会		面会		外出		外出		外出		外出
心理のE先生、B児童福祉司さん、D先生と一緒に、育児やしつけ方の勉強をしていきます。	プログラム作り		○		○		○		○		○		○		○		○		○
家族の生活やAの引き取り、Aが帰ってきてからの生活について、応募ミーティングで話し合います。																			
Aの～いうところが直って～いうところが出来るように、園の先生にAの世話をしてもらいます。																			

振り返りの話し合いを時々持つて、先の予定を立てていきましよう。できるだけ無理のない予定を立て、それでも予定通りにならないときはスケジュールを立て直しましよう。

年 月 日 確認 連絡先 担当

- お父さん
- お母さん
- B児童福祉司
- C保健師
- D先生
- E先生

虐待イエローゾーンの親へのグループ・ケア活動

～児童福祉と母子保健の協働によるケア・システム作り～

静岡県中央児童相談所

心理判定員 藤田美枝子

1 はじめに

子ども虐待への対策が進むにつれて、予防的な面への対応に力を入れていく必要性が叫ばれている。乳幼児期の虐待は、生命の危機や重篤な障害に繋がる危険性が高いことは言うまでもないと同時に、虐待の開始年齢は発見年齢からさかのぼり、多くは乳幼児期に開始されていることも明らかになっている。

そうしたことから、今後の虐待対策は、児童福祉と母子保健とが連携・協働して予防的な視点を入れながら、乳幼児とその親への支援を重点的に考えていくことが不可欠である。さらにその際、児相や保健所という県の機関が専門性を発揮し市町村への援助を行いながら、どのように地域に効果的な支援体制を整えていくのか、戦略的によく考える必要がある。県と市町村のレベルの役割分担を明確にし、各機関が相互に作用し合う支援システムを考えていくことが重要になってくると思われる。

そこで、静岡県では児童相談所と県保健所が共催し、子ども虐待予防モデル事業として虐待イエローゾーンの親へのグループ・ケア活動を開始して、今年度で3年目である。まだ新しい取り組みのためプログラム等も充分でないが、参考までに紹介したい。

2 方法

別紙「実施要領」参照

3 結果

(1) 事前学習会

今年度の事前学習会は、管内3市13町の母子保健事業において、子育て不安等を抱えている親に早くに気づき適切な対応ができているかに焦点を当てた。学習会の前に各市町に新生児訪問、1歳6ヶ月児健康診査、3歳児健康診査及び健診事後フォロー等の実施状況についてのアンケートを実施し、学習会の場で意見交換した。さらに、エジンバラ産後うつ質問表や虐待要因チェックシート等を紹介し、市町での虐待予防への取り組みの充実について話し合った。

(2) ケース選定会

事前学習会の後にケース選定会を行った。市町保健師が担当しているケースのうち、心配なケースを1ケースずつ「援助のための個票」へまとめ、選定会へあげた。3市13町から計25ケースが出され、1ケースずつ2日にかけて検討した。まず、対象として除いたケースは、①ネグレクトなどの問題でケースワーク的な対応が優先するケース②精神疾

患等で医療的な関わりが中心となり、グループ参加が難しいケース③交通手段の問題や自宅が遠い等で継続参加が難しいケース、等であった。その後、市町が関わりながらやっていけると思われるグレーゾーンのケースと、イエローゾーンあるいはその危険性のあるケースとに分けていき、グループの対象と思われる16ケースを絞った。次に、グループの愛称と案内を検討した。市町担当者がその案内を持って各ケースを家庭訪問し、グループへの参加を勧め、最終的に参加意志のある7名がメンバーとして決定した。

(3) グループ・ケア活動の参加状況

グループの対象者と市町保健師の参加状況

		1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	合計人数
対 象 者	母親	3	5	4	6	3	2	4	3	30(実7)
	子ども	5	7	4	5	2	2	3	2	30(実9)
	計	8	12	8	11	5	4	7	5	60(実16)
市町保健師		2	3	2		2	4	4	3	20(実20)

4 考察

親グループの場合は、子どもを叩いてしまう親や子育てで悩んでいる親にとって、自分自身について振り返り本音で話し合える機会となった。その結果、親の不安や孤立感が改善され、子どもへの虐待の軽減に効果があった。

虐待への対応としては、児相への一極集中化を改め、各機関がそれぞれの専門性に根ざした役割分担を行う連携が重要であることは言うまでもない。特に、今回のグループ・ケア活動のように、福祉と保健の2領域の協働は、虐待予防の点において不可欠である。さらに、今年度は特に市町保健師に各回数人ずつの参加を要請した。市町保健師が、このグループ・ケア活動に参加し、虐待している親の気持ちや置かれた状況への理解を深めることによって、新生児訪問や乳幼児健診で虐待予防の視点をもつことができると考えた。

この様に、虐待ということに限らず、子どもの問題における早期発見と早期対応のためには、県と市のレベルの機関が各々の役割を明確にしなが、支援システムを形成していくことが、効果的な援助に繋がると思われる。

資料平成 15 年度 子ども虐待予防対策事業実施要領

1 目的

- ア 市町が行なう事業としての方向づけを行い市町担当者と共に実施し、要支援ケースに対する支援方法等について専門的知識の向上を図る。
- イ 子ども虐待を行っている親や行う危険性の高い親を対象に予防教室を開催し、親が子育てや親自身を振り返る機会をつくり、子どもへの虐待の予防を図る。
- ウ 市町において、乳幼児期から早期に虐待予防が図れるよう、関係機関と連携をもち、虐待ケースをはじめとする要支援ケースを地域で支えていくフォロー体制をつくる。

2 事業実施機関

志太榛原健康福祉センター（県保健所）
こころと体の相談センター（中央児童相談所）
市町保健師

3 各機関の役割

- (1) 志太榛原健康福祉センターは、市町保健センター等の関係機関との連携により、対象者の選定を行う。事業を実施し、評価を行なう。
- (2) 中央児童相談所は、市町村ネットワーク等での関係機関との連携により、対象者の選定を行う。事業を実施し、評価を行なう。
- (3) 精神保健福祉センターは、必要に応じた技術援助を行う。特に、精神科医（児童相談所兼務）がスーパーバイズを行い協力する。
- (4) 市町は、関係機関と連携をとり、地域で支援が必要な対象者を把握し、ケース選定会に取り上げ、教室参加が必要な対象者に対して教室への参加を勧める。教室の参加者および、参加ができない対象者については、必要時に個別に支援していく。

4 実施内容

(1) 学習会と検討会

① 教室事前学習会

事前学習会は、健診や訪問時、育児不安や養育不適應の親を早期に発見し支援するため、問診表や、チェック表を見直し検討する。

② 教室事前検討会（ケースの選定会）

事前検討会を開き、教室への参加ケースを選定する。志太榛原健康福祉センターと中央児童相談所の担当者、市町の関係者が参加し、各機関が関わっている虐待ケースのうち教室の対象と考えられるケースをあげながら、討議によって参加ケースを決める。選定後は、ケースに最も関わりのある機関の担当者から、グループの説明と参加の勧めをケースの親に行う。

③ 教室後のカンファレンス

市町保健福祉の担当者の参加を得て、参加者の教室における様子や地域での様子等の情報を得るとともに、参加希望者で教室に参加しない者への対応策を検討する。
また、市町の担当者に対して、要支援ケースを地域でどのように支えていくのかを検討していく場とする。

④ 教室終了後の検討会

事業終了後にまとめを行い、地域におけるグループ・ケア活動後の親のフォロー体制と今後の地域の早期虐待予防に対する方策について話し合い、次年度の事業のあり方について検討する。

(2) グループ・ケア活動（教室）

① 対象

虐待しているという認識を持っている親や、虐待をするのではないかという不安を持つ親とその子ども、10組程度。虐待の程度で言えば、イエローゾーンの親を中心とするが、ケースによってはグレーゾーンやレッドゾーンの親も含める。なお、市町保健センターや福祉事務所、志太榛原健康福祉センター、児童相談所等の関係機関がすでに関わっているケースで、グループ参加に動機付けがある親を対象とする。

② 日程

- ・ 開催期間：平成15年8月12日より11月25日まで
- ・ 回数：毎月2回。第2と第4火曜日。計8回開催。
- ・ 時間：10時～11時30分

③ 会場

藤枝総合庁舎 別館2階 会議室

④ 内容

9時30分～10時 スタッフ事前打合せ、会場準備等

10時～11時30分 グループ・ケア活動（親子分離）

<親：グループ・ケア活動>

親がそれぞれのペースで、子育ての大変さや自分の内面について語り合う。

スタッフは受容的に受け止めながら進める。

<子ども：自由遊び>

親から不適切な養育を受けている子どもたちそれぞれの特徴を観察し、治療的な関わりを行うなど適切な働きかけを行う。必要な子どもに対しては、治療的な関わりを行う。

11時30分～12時 帰りの挨拶、連絡等

13時～15時 カンファレンス

各ケースの理解を深め、担当スタッフ間の意志の疎通を図る。

⑤ 担当スタッフの役割

<親グループ担当>

進行・記録：児童相談所相談スタッフ心理判定員

県保健所保健師

<子どもグループ担当>

観察・保育：児童相談所心理判定員および保健師、市町担当者

家庭相談員、雇い上げ保育士、保健所保健師

⑥ スーパービジョンの実施

グループ・ケア活動についての技法の検討およびケースの理解を深めることを目的としたスーパービジョンを、児童相談所児童精神科医が適宜実施する。

5 実施日程

平成15年5月9日(金)午後	事前学習会準備
5月21日(水)午後	事前学習会
6月10日(火)午前	事前検討会(ケースの選定会)
6月12日(木)午前	事前検討会(ケースの選定会)
8月12日(火)	親のグループ・ケア活動開始
11月25日(火)	親のグループ・ケア活動終了
平成15年12月9日(火)午後	活動のまとめ・フォロー体制と今後の方策の検討
平成16年1月22日(木)午後	事後報告会

兵庫県における虐待をした親等への家族再生支援プログラムについて

各こどもセンターに親指導専従の家族再生支援チーム（家族指導事務嘱託員の配置等）を編成し、精神科医・弁護士等の専門アドバイザーの継続的な支援・協力のもと、家族の再生・再統合に向けた「親指導（家庭再生支援）プログラム」を試行的に実施する。

家族再生支援プログラムの全体的な流れは次の「兵庫県こどもセンター家族再生支援プログラムフロー図」のとおり。

1 プログラムの対象

虐待により児童福祉施設に入所している児童で、概ね6か月から1年以内に家庭復帰が見込まれる児童の親等にうち、①親に「自分の子育てが不適切であった」との自覚、②「もっと上手に子どもにかかわりたい」という意欲があり、③虐待をしたということを確認しており、プログラムへの参加の動機付けが可能な者を対象とする。

2 家族機能の評価

プログラムの進行と家庭機能の評価にあたり、「家庭支援のためのチェックリスト」を用いて保護者を含めた家庭全体の状況を客観的に評価し、適切なケース管理を行う。「子どもの状況」、「親、家族の状況」、「関係機関との関係」の3つの観点から客観的な事実の尺度に基づいて評価する。

3 指導方法

(1) 家族合同面接指導（個別指導）

担当者（児童福祉司及び心理判定員）が同席して親と子を面会させ、親子の交流を図りながら、子どもとのかかわり方を助言し、担当者とのロールプレイ等を通して具体的に子育ての再学習を援助するためのプログラム。具体的な流れについては別紙2「家族合同面接プログラムの流れ」を参照。

(2) ペアレント・トレーニング（親グループ指導）

虐待関係に見られる親子の悪循環を修正するため、親グループで具体的な子育てのあり方（親業）を講義とロールプレイによって学び、他の参加者やスタッフからの意見を聞きながら客観的に自らの子育てを振りかえり、「気づき」を促し子育てを再学習するプログラム。別紙3「ペアレント・トレーニングプログラムによる親グループ指導の流れ」を参照。

4 スタッフ

個別の家族合同面接は、基本的にケース担当者が行い、ペアレント・トレーニングは、アドバイザー（児童虐待対応専門アドバイザー）の協力を得て専任のスタッフを中心に実施する。アドバイザーは、プログラム全体のスーパーバイザーとして機能し、指導の過程の状況把握と評価に基づき、準備した2つのプログラムによる保護者指導の調整にあたる。

5 プログラムの終了

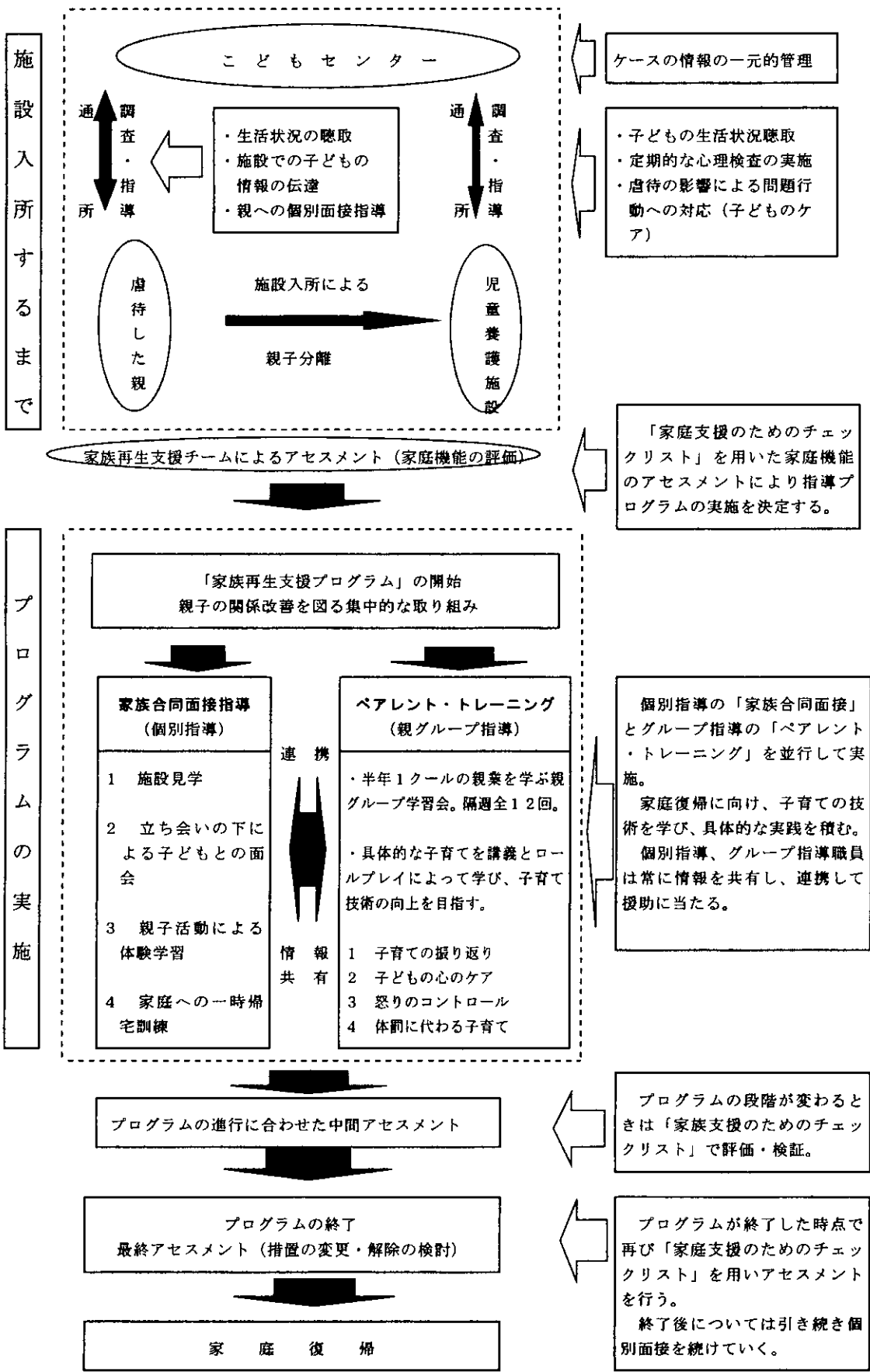
(1) 終了時の連携

担当児童福祉司、心理判定員、施設担当者の三者で家庭復帰の可否について協議のうえ、家族機能の評価と家庭への引き取りの方針等について報告書を作成する。この報告を基に総合的な観点から家庭復帰の可否を決定する。

(2) 家族再生支援プログラムの終了

家族からのSOSを見逃さないようプログラム終了後も関係機関との連携に配慮し、定期的なフォローアップを心がけること。

兵庫県こどもセンター家族再生支援プログラム フロー図



家族合同面接プログラムのプログラムの流れ（第1～4段階）

第1段階	見学
見学する前に	①親が施設に来ることについて子どもの理解を得る。子どもが拒否れば見学させない。（子どもが拒否したことは親に言わない。） ②親にはこの見学が面会や外出につながる一歩であることを説明する。 ③同時に施設での子どもの生活状況等について、次回話し合うので気をついたことを覚えておくよう伝える。 ④施設職員と事前に話し合う内容を確認する。
施設訪問	①日時を決め親と施設を訪問する。 ②訪問時間は1時間程度とする。 ③施設職員から子どもの様子や生活について聞く。
訪問後の面接	①子どもの家と施設での生活・様子の違いについて話し合う。 ②施設への気持ち、子どもへの気持ちを話し合う。
第2段階	職員立ち会いの下で子どもとの面会
面会する前に	①前回の訪問後の子どもの状態について施設から情報を得る。 ②施設職員を通じて子どもに面会について話してもらい、理解を得る。こどもの希望を聞く。（子どもの拒否については前回同様） ③親と面接し具体的なオリエンテーションを行う。何を話したいか等、事前にイメージを膨らませておく。 ④こどもと会って思ったこと、感じたことを次回話し合うので気をついたことを覚えておくよう言う。
面会実施	①こどもセンター職員及び施設職員が同席し面会を行う。 ②最初の面会時間は30分程度とする。
訪問後の面接	①面会終了後、施設からこどもの情報を得ておく。 ②面会をして思ったこと感じたことを話し合う。 ③家と施設での生活・様子の違いについて話し合う。 ④施設への気持ち、こどもへの気持ちを話し合う。 ⑤うまくいけば次回の面会について計画を立てる。
第3段階	親子活動による体験学習
親子体験学習	施設、あるいはこどもセンターで親子活動をしてもらい子どもへの接し方について学んでもらう。 ①親子で遊ぶ体験 ゲームなど親子で楽しめる体験をする。子どもと遊ぶのが下手だったり、一緒にいて楽しめない親子が多い。一緒にいて関係を楽しめるようになることを目標とする。 ②親子での生活模擬体験 食事をしたりあるいは一緒に作ったりするなかで、親子関係の改善を図る。 ③親子での共同作業 課題を与え、親子で解決してもらい。合同家族画やパズルなど。親子で協力することを学んでもらう。 ④親子で大切な話し合いをする経験をする。 今までのこと、これからのことについて家族と一緒にいること等について話し合う。抽象的な難しいテーマであるので、具体的な課題を設定することが望ましい。 ⑤養育技術を学ぶ 引き継ぎ虐待せずに済む子育てについて面会、体験学習を通して出てきた課題について学ぶ。 ※可能であれば、施設を用いた宿泊体験ができることよい。
第4段階	家庭帰宅訓練
帰宅訓練	帰宅訓練の条件は ①子どもの恐怖心が軽減していること。 ②子どもへの怒りのコントロールができること。 ③子どもの立場に立った見方、感じ方ができること。 ④地域社会のモニター機能が存在すること。 ⑤親子がお互いに楽しく過ごせること。 等であるが、「家庭支援のためのチェックリスト」で、ほとんどの項目が4段階、5段階にある必要がある。 また、帰宅することについて事前に関係機関の共通理解を得るため、地域ネットワーク会議を開催し、役割分担を決めておく必要がある。 帰宅の日程としては、1日から順に日を延ばしていく。親との間は、事前にトラブルの可能性のある事柄やその解決策について話し合っておく。 また、夜間、親が対応に苦慮し、助けを求める場合、24時間ホットラインに電話してきてもらうのも1つの方法である。帰宅中は家庭訪問をするなど、児童の安全や親の不安の軽減に慎重に対処する。1回目の帰宅後、親としてうまくできた点、困った点を話し合う。 子どもについても施設より情報を集め、次回の帰宅についての検討を行う。 2回目以降の帰宅についても同様の手順を踏み、回数を重ね、日程を延ばし安全が確認できた時点で措置解除を行う。 なお、フォローアップとして通所指導を行い定着を図る。

ペアレント・トレーニングプログラムによる親グループ指導の流れ

	保護者グループ	目的・内容
1回	オリエンテーション	自己紹介やグループの目的の説明
2回	子育てを振り返る	これまでの子育てを振り返り、客観的に見る。
3回	ミニ講座 「PTSDについて」	子どものこころのケアについて話す。親自身の気持ちに気づいてもらうこともねらい。
4回	怒りのコントロールについて	内容、後述。 ※怒りのコントロール
5回	ペアレントトレーニング1 オリエンテーション 「子どもの行動を3種類に整理しよう」	動機でなく、行動に注目した親子関係の改善プログラムを用いる。体罰に代わる効果的な子育てを学ぶ。 ・増やしたい（好ましい）行動 ・減らしたい（して欲しくない）行動 ・許し難い（してはいけない）行動
6回	ペアレントトレーニング2 「ほめ上手になろう」	よい行動に注目し強化する練習。 ほめることで子どもの自尊心も育てる。
7回	ペアレントトレーニング3 「無視して待ってほめる ー好ましくない行動を減らす」	よい行動はほめて強化し、好ましくない行動は無視して減らす。（行動を無視するのであって、子どもの存在を無視するのではない。）
8回	ペアレントトレーニング4 「子どもの協力を引き出す方法ー効果な指示の出し方」	注意を引きつけ、目を見て、きっぱりと指示を出す練習。
9回	ペアレントトレーニング5 「警告とペナルティの与え方」	ペナルティ＝体罰でない。体罰（言葉の暴力も含む）を使わずに親の態度をきっぱりと示す練習。
10回	ペアレントトレーニング6 「振り返りとおさらい」	これまでの復習。子どもの発達について適切な知識を持ってもらう。
11回	ミニ講座 「子どもの発達」	
12回	修了式：修了証書授与	これまでの感想を自由に語ってもらう。 プログラムに参加し学習したことを評価する。

第28条事例についての対応モデル案

津崎哲郎（大阪市中央児童相談所長） 曾田俊子（大阪市中央児童相談所）
平野佐敏（大阪市中央児童相談所） 古田雄久（大阪市中央児童相談所）
加藤曜子（流通科学大学・文責）

1. はじめに

児童相談所における虐待相談の処遇種類別内訳の推移をみると、平成9年度から平成13年度をみると、施設入所が平成9年度の5352件中1166件21.8%から、23310件中の2857件(12.3%)と全体的割合は減少しているが、絶対数は増加し続けている。

面接指導は3622件(67.7%)が平成13年は18398件(78.9%)と上昇している。また、立ち入り調査は、平成10年度が13件だったのが、平成14年度は230件と急増するにいたっている。増加の背景には、児童虐待防止法の成立がある。

児童福祉法第28条事件も、平成11年88件(承認47件)であったのが、平成12年127件(承認87件)、平成13年134件(承認99件)、平成14年117件(承認87件)と多くなっている。

児童福祉法第28条は家庭裁判所からの認可をへて子どもが保護される事件であり、したがって親が児童相談所の方針に同意しなかったケースである。

3年後の児童虐待防止法の改正にあたり、第28条で承認された場合、審判で親へのケア命令がだされ、2年ごとにみなおしが必要とされるになった。

したがって、本モデルは、すでに児童相談所ワーカー調査においても、もっとも難しいとされる第28条審判となった親に対する親支援策として提出するものである。

2. 親対応での留意点

児童福祉法第28条に限らず、多くの親は子どもを虐待したことを認めない。その背景には、家庭裁判所の報告書「児童虐待が問題となる家事事件の実証的研究」によると、①不利益を受ける状況を招く（なんてひどい親だといわれるおそれ、刑罰に処せられる、児童扶養手当を打ち切られる等）親自身の罪悪感 ② 家族関係に大きな危機を招くため(子どもにみすてられたくない親など) ③ 親としての存在を否定されるため(虐待を認めることは、自分の価値観や信念を、ひいては自分の存在をも否定することになるので抵抗する) ④ 罪の意識に直面することになるので回避、⑤自分が被虐待児であったことを認めたくないため(有りのままをみとめてしまうと、かえってつらくなる) の大きな親側の事情が存在しているという。虐待の循環と重なり、事態をさらに悪化させていく要因もある。